

令和 5 年 6 月 18 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01244

研究課題名（和文）憎悪表現（ヘイトスピーチ）への法的対処に関する考察及び国際的な情報発信

研究課題名（英文）An analysis of Legal Countermeasures to Hate Speech

研究代表者

小谷 順子（Kotani, Junko）

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：40359972

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究により、米国の判例において、閉ざされた公共交通空間や住居空間に関しては利用者の保護や住居の静穏の保護等の利益が重視され、今日においても「囚われの聴衆」理論を援用することで憎悪表現の付随的規制が正当化される場面があることが確認できた。また、米国の大学において、ハラスメント表現該当性が比較的幅広く解釈されて憎悪表現等の発信行為が不利益処分等の対象となった複数の事例があるほか、学説においては規制しうる表現の条件を具体的に示されていることが確認できた。さらに、日本の憎悪表現規制に関する諸論点についての分析及び考察の結果を国際ジャーナル等において英語で公表することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本国内に向けた研究成果の発表を通し、憎悪表現をめぐる日本国内の法制化又は学説上の議論に対し、比較憲法学の視点を取り込みつつ一定の現実的視座を提供することができたと考えている。また、国際社会に向けた研究成果の発表を通し、日本固有の憎悪表現に関する議論を諸国に向けて紹介すると同時に、他の法域に共通する諸課題に関して日本法の観点からの視座を提供することができたと考えている。

研究成果の概要（英文）：The PI found that 1) courts in the U.S. had utilized the concept of “captive audience” to justify restriction of hateful or hostile messages, including hate speech, to provide protection for riders of public transportation or residents in residential premises and 2) U.S. universities or colleges in some cases had interpreted the concept of harassment broadly to include dissemination of hate speech within its definition and sanctioned such expression. The PI published multiple articles and presented at several academic conferences on the topics that were covered by the research project.

研究分野：憲法学

キーワード：表現の自由 ヘイトスピーチ ヘイトクライム

1. 研究開始当初の背景

人種等に関する偏見や憎悪に起因する甚大な人権侵害を経験した国際社会は、第二次大戦後、憎悪や偏見に基づく表現（憎悪表現、ヘイトスピーチ）がそのターゲット集団の構成員の人格や尊厳を侵害するだけでなく、社会全体に憎悪や偏見を浸透させて深刻な人権侵害を生じさせようという前提に立ち、人種差別思想及びそれに基づく言動を防止すべく、人種差別撤廃条約を採択した。このような国際社会の動向を背景に、日本、米国及び韓国を除くすべての主要国は、これまでにヘイトスピーチを防止するための国内法を整備してきた。

日本は、1995年に同条約に加入したものの、ヘイトスピーチ規制を求める第4条に留保を付して国内法整備を避けてきたが、2000年代に入り、国内の公共空間におけるヘイトスピーチの流布が社会問題化したことをうけ、2016年にヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）を制定した。しかし、同法はヘイトスピーチを非難するだけの理念法にとどまるため、とくに被害者を支援する法律家を中心に、ヘイトスピーチの刑事規制を求める声も強い。

このような社会状況を背景に、日本国内では、ヘイトスピーチ規制の憲法上の問題点を検証した論稿が多数発表され、それらを通し、ヘイトスピーチが個人及び社会に及ぼす害悪が可視化され、とくに個人に対する害悪に関しては法的に計量可能であるとする学説も登場し、限定的なヘイトスピーチ規制を肯定する学説もみられるようになったが、他方で、表現の自由を保障する米国連邦憲法修正一条の下でヘイトスピーチ規制を違憲と判断した米国連邦最高裁のR A V判決（*R. A. V. v. City of St. Paul*, 505 U.S. 377 (1992)）に依拠した規制消極論への支持も根強い。

しかし、連邦最高裁判決によってヘイトスピーチ規制が違憲と判断された米国においても、他の法制度や法理論を通して、憎悪や偏見に基づく言動を防止するための体制が構築されているのであって、本来、日本において米国のヘイトスピーチ規制消極論を参照する際には、このような米国の複層的な差別防止策も視野に入れる必要があるにもかかわらず、現在の日本におけるヘイトスピーチ規制の合憲性をめぐる議論では、必ずしもその点への留意が十分ではない。そこで、本研究においては、米国の差別的言動に対抗するための諸法制を視野に入れつつ、日本において十分に検証されていない論点（下記参照）に焦点を当てた検証を行い、日本への応用可能性を見極めることとした。具体的には、強固な修正一条の保障を前提とした米国の判例のなかでも「囚われの聴衆」論を用いてヘイトスピーチの防止のための施策が正当化される場面と、大学においてハラスメント禁止規則等を通してヘイトスピーチの防止を試みられる場面とに着目した。

また、本研究では、日本国内のヘイトスピーチに関する法制度及び判例の状況並びにそれらに対する憲法学上の分析状況が、国際社会に向けて十分に説明されていないとの認識に立ち、比較憲法研究の手法を用いて日本のヘイトスピーチに関する法制度及び判例の分析を行ったうえで、その成果を国際社会に向けて英語で発信することも課題の一つとすることとした。

2. 研究の目的

本研究では、第一に、R A V判決以後の米国においてもヘイトスピーチの制約が必ずしも違憲とされてはいない場面があるにもかかわらず、そのことが日本国内において十分に認識されないままに規制消極論のみが紹介されているという認識に立ち、これらの場面におけるヘイトスピーチ対策をめぐる憲法上の論点を検証したうえで、日本の既存の判例及び学説との整合性を見極めつつ考察を行うことを通して、日本国内における学術上ないし立法化議論に対して現実的かつ有効な法制度及び理論のあり方を提示することを目的としている。

第二に、国際社会において日本のヘイトスピーチへの法的対応及び憲法学上の議論についての十分な情報が提供されていないという認識に基づき、日本のヘイトスピーチに関する法制度、判例及び学説を分析した研究成果を諸外国に向けて英語で発表することを通して、国際社会における日本国内の法制及び議論についての理解を促進するとともに、国際社会に対して日本の法制及び議論から得られる視座を提供することも目標とした。

3. 研究の方法

本研究においては、第一に、米国の「囚われの聴衆」論については、米国の判例のなかでヘイトスピーチの制約を正当化する文脈で援用されている場面に着目することとし、判例を網羅的に調査することを通して該当判例を抽出し、それらの判例及び評釈を分析しつつ、日本国内の議論との整合性を見極めながら考察を行うことを通し、日本国内の特定の空間における憎悪表現の規制への応用可能性を検証した。また、米国の大学におけるヘイトスピーチ等の制約に関する研究については、近年の米国の大学の実際の動向を調査したうえで、判例及び学説を網羅的に調査して適切な文献を抽出し、それらを分析したうえで考察を行い、日本国内における議論に示唆を与えうる部分を見極めるという作業を行った。なお、これらの研究に際しては、米国のデータベースを活用し、判例及び学説を網羅的に調査することを通して全体像を把握したうえで、注視すべき資料を抽出し、それらを精査して考察を行うという一般的な研究手法を用いた。

第二に、日本のヘイトスピーチ規制に関する英語での研究成果の発表については、上記の比較

法研究をふまえつつ、日本の法令、判例及び学説をふまえた考察を行ったうえで口頭報告及び論文発表を行った。

4. 研究成果

本研究は、3年間で完了することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、3年目の研究活動が大幅に制約されることとなり、4年目も制約が続いたため、研究期間を2年間延長することとなった。

(1) 日本国内に向けた研究の成果

第一に、「囚われの聴衆」に向けられた表現の規制を正当化した米国の判例を分析したところ、アメリカの判例においては、公園や路上などの開かれた公共空間における言論行為についてはほぼ絶対的な自由の保障が強く要請されているものの、公共交通の閉ざされた車内空間や住居空間に関しては、公共交通の利用者の保護や住居の静穏の保護が要請されるなかで今日においても「囚われの聴衆」理論が用いられることがあり、ヘイトスピーチを含む表現行為の規制が正当化される場面があることが確認された。当該論点については、国内の研究会において報告を行ったほか、論文において言及した(後掲・雑誌論文 2020・2021)。

第二に、日本及びアメリカの大学におけるハラスメント防止規程等に基づく憎悪表現の規制に焦点を当てた研究を行った。一連の研究を通し、アメリカにおいてハラスメント表現該当性が比較的幅広く解釈されて不利益処分等の対象となった事例が複数確認されたほか、アメリカの学説上、学生の教育環境の保護と修正一条(表現の自由)の保障との調整をめぐる従来型の対立が継続する一方で、近年は政治的見解までもが規制対象とされることへの警戒感が提示されつつ、大学において規制しうる表現の条件が具体的に提示されていることが確認できた。当該研究成果をふまえ、日本の大学におけるハラスメント言論をめぐる法制及び具体的事例を分析したうえで、国際学会において比較憲法学的報告を行った(後掲・学会発表 2019)。

これらの研究活動を通し、比較憲法学の視点を取り込みつつ、日本におけるヘイトスピーチ規制をめぐる議論に対し、一定の現実的視座を提供することができたと考えている。

(2) 国際社会に向けた研究の成果

上記の研究活動と並行して、日本国内におけるヘイトスピーチ規制に関する憲法学上の議論を国際社会に発信することを目標とした研究活動も行った。まず、日本のヘイトスピーチに関する法制、判例及び学説の分析をふまえた総合的考察結果を、国際学会において報告した(後掲・学会発表 2018)。そのうえで、国外向けの研究発表のための基盤としての研究に取り組んだ。具体的には、アメリカにおける社会の分断化現象とそこから生じる憎悪表現規制への警戒感をめぐる議論を踏まえつつ、日本社会の諸学説を分析したうえで、規制への警戒感を一定程度顧慮しつつも憎悪表現のもたらす法益侵害の発生を防止しうる現実的な対応策(とくにジェノサイド扇動表現の規制の導入可能性)を提示した(後掲・学会発表 2020)。また、大阪市ヘイトスピーチ対策条例を合憲とした 2020 年 1 月 17 日の大阪地裁判決に焦点を当て、当該判決によるヘイトスピーチ規制の正当化理論の検証を行い、自治体条例によるヘイトスピーチ規制の限界を指摘した(後掲・雑誌論文 2021)。

これらの研究成果をふまえ、地方自治体の条例を通したヘイトスピーチ規制に関する判例及び学説状況に関して、国際学会で報告を行った(後掲・学会発表 2021)。次に、国内におけるヘイトスピーチの一類型として、インターネット上における被差別部落の地名の公表の問題に焦点を当て、従前の学説及び近年の諸判決をふまえた分析も行い、国際学会で報告を行った(後掲・学会発表 2022)。

(3) 発展的研究

さらに、本研究の発展的研究として、南アフリカ共和国のヘイトスピーチ規制問題についての同国研究者の論文を紹介する日本語の論考(後掲・雑誌論文 2018)を刊行したほか、同論考のなかで、国家の法制度を通して過去の自国の歴史をめぐる記憶(差別主義の歴史の記憶を含む)の再構成を試みる「記憶の法(memory law)」の問題に焦点を当て、ヘイトスピーチの一類型として位置づけられる、特定の人種等の集団が過去に被った被害を否定又は軽視する言論を規制する法制及び学説等を分析した欧州の論考の紹介も行った(なお、日本における「記憶の法」について、後掲・学会発表 2019)。また、主に女性を侮辱又は攻撃する目的でなされる個人の性的画像の同意なき拡散行為にも焦点を当て、当該行為に関する日本国内の近年の法改正と判例状況を分析・考察したうえで、英語の論文として公開したうえで(後掲・雑誌論文 2022)、オンライン・シンポジウムでの報告も行った(後掲・学会発表 2022)。

これらの研究活動を通して、日本固有のヘイトスピーチの問題に関する研究を国際的に発信すると同時に、多くの法域に共通する表現の自由をめぐる問題に関する日本法の観点からの分析を提供することもできた。また、学会報告及び刊行論文へのフィードバックを通して、国際社会における日本の憎悪表現に関する憲法論の相対的位置づけが明確となり、今後の研究活動への示唆を得ることもできた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 1557
2. 論文標題 大阪市ヘイトスピーチ条例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊	6. 最初と最後の頁 14-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 28
2. 論文標題 大阪市ヘイトスピーチ対処条例が表現の自由を侵害しないとされた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch（注：前年度のオンライン記事をふまえた雑誌刊行）	6. 最初と最後の頁 23-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 -
2. 論文標題 大阪市ヘイトスピーチ対処条例が表現の自由を侵害しないとされた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 TKCロースライブラリー新・判例解説Watch（オンライン記事）	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 2465・2466合併号
2. 論文標題 集会及び表現の自由とその「場」の確保	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 155-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 -
2. 論文標題 アメリカの大規模政治イベントに伴う抗議活動の規制をめぐる憲法問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 小山剛・新井誠・横大道聡編『日常のなかの 自由と安全 』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 320-332
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 245
2. 論文標題 ノンフィクションと前科の公表 ノンフィクション「逆転」事件（最三小判平成6・2・8）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト（憲法判例百選I（第7版））	6. 最初と最後の頁 134-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 3号
2. 論文標題 「記憶の法」、ヘイトスピーチ規制 ヨーロッパ、南アフリカ共和国、日本	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 55-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 N/A
2. 論文標題 政治広告放送の自由(2);NGOによる有料政治広告放送に対する放送の中立性確保のための規制と表現の自由 アニマル・ディフェンダーズ・インターナショナル事件（Animal Defenders International v. the United Kingdom）[2013、大法院]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ヨーロッパ人権裁判所の判例2（書籍（信山社））	6. 最初と最後の頁 361-365
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Junko Kotani	4. 巻 vol.23, No.2
2. 論文標題 Regulation of Sexual Expression in Japan: Criminalisation of Non-Consensual Distribution of Private Sexual Images and Beyond	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Australian Journal of Asian Law	6. 最初と最後の頁 125-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 7件)

1. 発表者名 Junko KOTANI
2. 発表標題 Constitutional Analysis of the Measures Taken by Local Governments to Counter Racist Hate Speech in Japan
3. 学会等名 Law and Society Association 2021 Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小谷順子
2. 発表標題 社会の分極化とヘイトスピーチ
3. 学会等名 全国憲法研究会 (秋季研究総会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Junko KOTANI
2. 発表標題 Campus Harassment Codes in Japan: Racist Speech and Higher Education
3. 学会等名 Asian Law and Society Association 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Junko KOTANI
2. 発表標題 Governing Time, History, and Memory through Law in Japan
3. 学会等名 Conference: Memory Laws in Europe and Beyond: Toward Ethical Governance of Historical Narratives (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Junko Kotani
2. 発表標題 Racist Hate Speech and the Constitution of Japan/Proceed with Caution: Hate Speech Regulation in Japan
3. 学会等名 World Congress of Constitutional Law 2018 Seoul (International Association of Constitutional Law) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Junko Kotani
2. 発表標題 The Response of the Academic Community to the Problems of Racist Hate Speech in Japan
3. 学会等名 ALSA 2018 Conference (Asian Law and Society Association) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Junko Kotani
2. 発表標題 Disclosure of Locations of Former Buraku Communities and Freedom of Speech in Japan
3. 学会等名 The Global Meeting on Law & Society in Lisbon 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Junko Kotani
2. 発表標題 Regulation of Sexual Expression in Japan: Criminalisation of Non-Consensual Distribution of Private Sexual Images and Beyond
3. 学会等名 Seminar on Women and Legal Change in Asia (The University of Melbourne) (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------